



和歌山市公報

令和 7 年（2025 年）6 月 2 日
第 1800 号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 15 日

目 次

【 告 示 】

番号		ページ
193	公示送達（令和 7 年度市民税県民税森林環境税納税通知書）	3
194	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	4
195	自転車等の移動及び保管	5
196	自転車等の移動及び保管	6
197	放置自転車等の処分	7
198	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	8
199	公示送達（令和 6 年度第 10 期介護保険料督促状）	9
200	公示送達（令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替））	10
201	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料督促状）	11
202	街区の変更	12
203	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	13
204	公示送達（令和 6 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	14
205	公示送達（令和 7 年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状）	15
206	公示送達（令和 6 年度随時 12 期及び第 1 期から第 10 期まで国民健康保険料督促状）	16
207	公示送達（令和 5 年度国民健康保険料納入通知書並びに令和 6 年度国民健康保険料納入通知書及び令和 6 年度国民健康保険料更生通知書）	17
208	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納事務委	18
209	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業者の指定	19

【 公 告 】

○ 道路位置の指定	（建築指導課）	20
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課）	21

【 選挙管理委員会告示 】

27	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	22
28	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	23
29	和歌山県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の一部改正	（選挙管理委員会事務局）	24
30	委員の直接解職請求に必要な選挙人の数	（選挙管理委員会事務局）	25

【 監査委員告示 】

2	包括外部監査の事務を補助する者	（監査事務局）	26
---	-----------------	---------	----

【 教育委員会告示 】

8	教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	27
---	--------------------------	---------	----

【 企業局告示 】

19	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・	（企業総務課）	28
20	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・	（企業総務課）	29
21	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所所在地の変更の届出・・	（企業総務課）	30

和歌山市告示第 193 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 16 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 7 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 7 年 5 月 16 日揭示済)

和歌山市告示第 194 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 5 月 16 日揭示済）

和歌山市告示第 195 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 5 月 7 日及び同月 10 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 5 月 12 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 5 月 13 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 5 月 20 日揭示済)

和歌山市告示第 196 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 5 月 1 日、同月 7 日、同月 8 日、同月 9 日、同月 12 日、同月 13 日及び同月 14 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

（1）自転車等の鍵

（2）住所及び氏名を確認できるもの

（3）費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

（1）返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

（2）返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

（3）その他

（1）及び（2）にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和 7 年 5 月 20 日揭示済）

和歌山市告示第 197 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 20 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 5 月 21 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 1 日及び同月 7 日	令和 7 年 2 月 18 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 3 日	令和 7 年 2 月 18 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 4 日及び同月 10 日	令和 7 年 2 月 18 日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び小倉小学校	令和 7 年 2 月 3 日、同月 5 日、同月 10 日、同月 12 日及び同月 14 日	令和 7 年 2 月 18 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

（令和 7 年 5 月 20 日揭示済）

和歌山市告示第 1 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 5 月 2 1 日揭示済）

和歌山市告示第 199 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 22 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 6 年度	第 10 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 7 年 6 月 2 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 22 日揭示済）

和歌山市告示第 200 号

納税通知書を別紙の者に送付したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 26 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和 7 年度軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替）
- 2 交付期限 公示日より 7 日を経過した日から 5 年
- 3 交付場所 和歌山市財政局税務部市民税課
(別紙省略)

(令和 7 年 5 月 26 日揭示済)

和歌山市告示第 201 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 26 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 7 年 6 月 12 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 26 日揭示済）

和歌山市告示第 2 0 2 号

次のとおり街区を変更するので、住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 4 条及び和歌山市住居表示条例（昭和 4 3 年 3 月 2 6 日条例第 1 号）第 2 条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 街区を変更する区域
吹上三丁目 3 番街区、4 番街区
- 2 街区を変更する理由
開発行為により宅地が造成され、合理的な住居番号を付番できないため。
- 3 実施年月日
令和 7 年 6 月 2 日
- 4 変更の内容
別添図面のとおり

（令和 7 年 5 月 2 6 日揭示済）

和歌山市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 27 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 5 月 27 日揭示済）

和歌山市告示第 204 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 29 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 29 日揭示済）

和歌山市告示第 205 号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 206 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 6 年度	随時 1 2 期 第 1 期から 第 10 期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 7 年 6 月 9 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 2 0 7 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 6 月 2 3 日に変更する
令和 6 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 6 月 2 3 日に変更する
令和 6 年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和 7 年 6 月 2 3 日に変更する

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 3 0 日揭示済）

和歌山市告示第 208 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 80 条の 2 並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条に基づき、和歌山市国民健康保険料及び和歌山市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 委託期間 令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日
- 2 委 託 先 東京都豊島区東池袋四丁目 5 番 2 号
株式会社 アイヴィジット
代表取締役 砂長 淳洋

（令和 7 年 5 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 2 0 9 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
3 0 5 0 1 0 1 4 7 0	和歌山 B A S E	和歌山市新中島 1 2 7 番地 3 9	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	1 0 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
一般社団法人 てらす	和歌山県和歌山市新中島 1 2 7 番 地 3 9	令和 7 年 6 月 1 日	令和 1 3 年 5 月 3 1 日

(令和 7 年 6 月 2 日揭示済)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和 7 年 5 月 22 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 5 月 15 日 和建指第 2774 号	和歌山市直川字小山畑 88 7 番 1 の一部、887 番 1 0 の一部、891 番 8 の一 部、	(登載省略)	6.00m × 20.64m 20.64m

(令和 7 年 5 月 22 日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 29 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

和歌山市磯の浦字北出ノ庄 6 番 1

和歌山市磯の浦字北出ノ庄 7 番 1

和歌山市磯の浦字西出ノ庄 108 番 1

和歌山市磯の浦字外浜開 402 番

和歌山市磯の浦字外浜開 403 番 1

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁 11 番地 1 アラスカビル 2 階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 20 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 5 月 29 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 27 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 23 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 6 月 1 日（日）午前 7 時 00 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 36 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （2） 和歌山県知事選挙における開票立会人の選任について
 - （3） 和歌山県知事選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任の一部改正について

（令和 7 年 5 月 23 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 28 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 23 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 和歌山市西汀丁 36 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案 件
 - （1）選挙人名簿に登録するについて
 - （2）直接請求に必要な選挙人の数について
 - （3）選挙人名簿から抹消するについて
 - （4）在外選挙人名簿に登録するについて
 - （5）在外選挙人名簿から抹消するについて

（令和 7 年 5 月 23 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 29 号

令和 7 年 6 月 1 日執行の和歌山県知事選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の一部を、
次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 7 年 5 月 30 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 30 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 974 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

99, 562 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

49, 781 人

（令和 7 年 6 月 2 日揭示済）

和歌山市監査委員告示第 2 号

包括外部監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項の規定による包括外部監査人との協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

和歌山市監査委員	森 田 昌 伸
同 上	柳 野 純 夫
同 上	古 川 祐 典
同 上	中 谷 謙 二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

寺川徹也 大阪府大阪市天王寺区玉造本町 12 番 8 号 302 号

折元 裕 大阪府大阪市城東区古市 3 丁目 15 番 23 号

ナカノハイツパート 7 601 号室

高橋知司 大阪府大阪市東成区東小橋 1 丁目 11 番 34-1204 号

戎居彩佳 大阪府吹田市垂水町 3 丁目 23 番 4-402 号

2 包括外部監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和 7 年 5 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 5 月 29 日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第 8 号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和 7 年 6 月 5 日（木） 午後 6 時 00 分から
- 2 場所 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市役所 11 階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱について
 - （2）和歌山市民図書館運営審議会委員の任命について
 - （3）令和 7 年 6 月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
 - （4）雑賀崎幼・小一貫教育における就学について
 - （5）その他

（令和 7 年 6 月 2 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 19 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府貝塚市澤 2 7 6 番地の 1 生和設備工業株式会社 代表取締役 生長 照之	生和設備工業 株式会社	大阪府貝塚市澤 2 7 6 番地の 1	令和 7 年 4 月 1 日	第 6 6 0 号

（令和 7 年 5 月 16 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 20 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市六十谷 1 2 3 8 番地の 18 有限会社東和水道工業所 代表取締役 中村 員章	有限会社東和水道工業所	和歌山市六十谷 1 2 3 8 番地の 18	平成 10 年 4 月 6 日	第 88 号

（令和 7 年 5 月 16 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 21 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 13 年条例第 26 号）第 9 条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第 18 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

指 定 番 号	第 532 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 5 月 9 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	紀南電設株式会社 和歌山営業所	
営 業 所 所 在 地	和歌山市太田二丁目 8 番地 5 イースト・アベニュー和歌山 405	和歌山市中島 551 番地 1
代 表 者 氏 名	東濱 貴史	

（令和 7 年 5 月 21 日揭示済）